

昔の憲法と、今の憲法の"違い"ってなんだろう？

1889年大日本帝国憲法が制定される！

明治維新によって、江戸幕府から明治政府になった日本は、欧米諸国に見習ってアジアで"初"となる憲法を制定した。
それが大日本帝国憲法だ！

大日本帝国憲法の特徴

- ①欽定憲法：天皇が制定した憲法
- ②主権者：天皇が統治権を持つ
- ③軍隊：天皇が統帥権を持ち、軍隊を動かせる
- ④憲法改正：天皇が発議し、両議院で3分の2以上の賛成で改正
- ⑤法律の範囲内での人権：いつでも法律によって制限できる"自由"？



大日本帝国憲法の特徴は、「天皇」を中心に社会が動いているって事。薩長同盟を中心に成立した明治政府は、江戸幕府の"將軍"に代わるシンボルとして『天皇』を担ぎ出した。天皇の名の下に、政府が強い権力を持って国を動かす事ができるようにしたんだ。
しかも人権（国民一人一人が持つ権利）は一応認めただけれど、「法律の範囲内」だった。つまり、国はいつでも法律によって人権を制限できるという、厳しい内容だった(￣ロ￣;)。



1946年11月3日 日本国憲法公布 (文化の日)
1947年5月3日 日本国憲法施行 (憲法記念日)

それに対して太平洋戦争後に作られた日本国憲法は、日本を2度と戦争のしない国にするため、GHQという占領軍が制定したもの。その内容は平和的で、国民想いのものになった(。> w・。)ゞ